

資料 No. 4

湯河原町予約型乗合交通運行要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(運行日)</p> <p>第6条 乗合交通の運行日は、月曜日から<u>金曜日</u>までとする。ただし、次に掲げる日は、運休日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(運行の見直し)</p> <p>第11条 <u>湯河原町地域公共交通網形成計画</u>に定める次の各号の運行評価基準に基づき、乗合交通の運行事項について、湯河原町地域公共交通会議設置要綱（平成28年湯河原町告示第95号）に規定する湯河原町地域公共交通会議において協議し、適宜見直しを行うものとする。</p> <p>(1) 1 便当たり <u>1.3人</u>以上の乗車</p> <p>(2) 1 日当たり <u>2.4便</u>以上の運行</p>	<p>(運行日)</p> <p>第6条 乗合交通の運行日は、月曜日から<u>土曜日</u>までとする。ただし、次に掲げる日は、運休日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(運行の見直し)</p> <p>第11条 <u>湯河原町地域公共交通計画</u>に定める次の各号の運行評価基準に基づき、乗合交通の運行事項について、湯河原町地域公共交通会議設置要綱（平成28年湯河原町告示第95号）に規定する湯河原町地域公共交通会議において協議し、適宜見直しを行うものとする。</p> <p>(1) 1 便当たり <u>1.5人</u>以上の乗車</p> <p>(2) 1 日当たり <u>3.2便</u>以上の運行</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</p>	